



秋 田 県 水 道 水 質 管 理 計 画

平 成 2 0 年 1 0 月

秋 田 県

目 次

はじめに	・・・・・・・・	1
1 基本方針		
(1) 水質検査及び水質監視に係る体制について	・・・・・・・・	2
(2) 検査施設の整備について	・・・・・・・・	2
(3) 計画の目標年度について	・・・・・・・・	2
2 水質検査に関する事項		
(1) 秋田県における水道事業者等の概要	・・・・・・・・	2
(2) 現在の水質検査体制について	・・・・・・・・	3
(3) 水質検査に係る今後の方針について	・・・・・・・・	3
3 水質監視に関する事項		
(1) 水質監視地点について	・・・・・・・・	4
(2) 水質監視の項目及び実施主体について	・・・・・・・・	4
4 その他の事項		
(1) 連絡調整体制に関する基本方針について	・・・・・・・・	4
(2) 検査技術者の技術向上に関する事項について	・・・・・・・・	4
(3) 精度管理の実施に関する計画について	・・・・・・・・	5
(4) 水質検査及び水質監視の結果への対応方針について	・・・・・・・・	5

は　じ　め　に

本県では、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第4条第2項に基づく水質基準に関する省令等の円滑な施行を図り、県民が利用する水道水の水質の適正な管理を推進する目的で、平成5年11月に「秋田県水道水質管理計画」が策定した。その後、平成16年4月から水道水質管理の充実強化と合理的・効率的な実施等を目的とした新しい「水質基準項目」が適用されることとなり、さらに将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から水道水質管理上留意すべき項目として新しく「水質管理目標設定項目」が定められ、市町村の合併の特例に関する法律の改正等により秋田県内の市町村合併が進んだことを受けて、平成18年3月に本計画を改定している。

しかし、平成19年4月に厚生労働省がクリプトスポリジウム対策指針を制定し、平成20年9月に秋田県水道整備基本構想を改訂したことに伴い、県内水道の水質管理体制を見直す必要が生じたことから、本計画の改定を行うこととした。

1 基本方針

(1) 水質検査及び水質監視に係る体制について

水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者（以下「水道事業者等」という。）は、水源や浄水設備及び地域の状況に合わせた水質検査計画を策定することにより、合理的・効率的な水質検査・水質監視体制を整備するものとする。

県は、水道事業者等の水質検査・水質監視体制の把握に努め、広域的な水質監視に関する計画を策定するものとする。

(2) 検査施設の整備について

水道事業者等は、自ら水質検査を行うことを原則とし、小規模な水道事業者等においても共同して検査施設を設けるなど検査体制の整備を目指すものとする。

ただし、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関（以下「登録検査機関」という。）に委託する場合はこの限りでない。

(3) 計画の目標年度について

本計画は平成32年度までの13年間とし、必要に応じ改定を行うものとする。

2 水質検査に関する事項

(1) 秋田県における水道事業者等の概要

本県の県域面積は約11,612km²と全国第6位であり、平成20年9月30日現在25市町村を有する。

本県の水道事業は、平成19年3月31日現在で上水道事業が26事業、簡易水道事業が242事業、専用水道が102施設存在する。人口に対して県域面積が広いことや比較的地下水が豊富に存在することに起因して、主に山間部（過疎部）や河川流域などに規模の小さい水道事業者等が数多く存在し、非公営の財政的に脆弱な水道事業者等も少なくない状況にある。

(2) 現在の水質検査体制について

本県において自己検査を行っている水道事業者等は、秋田市、由利本荘市の2事業者のみであり、ほとんどの水道事業者等が毎日検査項目以外の水質検査を登録検査機関に委託している（別表1）。

また、秋田県を区域に含む水質検査登録機関は、平成20年8月4日現在19機関存在し、そのうち2機関が秋田県内に検査施設を有する（別表2、図1）。

(3) 水質検査に係る今後の方針について

① 水質検査計画の策定について

水道事業者等は、毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定し、自らの水質検査計画に基づいた適切な水質検査を実施することとする。

② 水質検査体制について

平成16年4月からの水道水質基準等の改正により、水質基準項目や水質管理目標設定項目のすべての項目を自ら検査するには、相応の人的・財政的基盤が必要となった。

このような状況に鑑み水質検査に係る今後の方針は、検査施設を有する秋田市、由利本荘市については、今後一層の検査施設の整備に努めるものとし、その他の水道事業者等にあっては、当面の間、登録検査機関に委託して水質検査を行うものとする（別表1）。

ただし、水質検査を委託する水道事業者等にあっては、検査施設の設置に向けて経営の統合や管理の一体化を推進するとともに、突発的な水質汚染時等における危機管理への適切な対応、工程管理のための検査等のきめ細やかな水質管理の徹底等が行われる体制を整備するものとする。

3 水質監視に関する事項

(1) 水質監視地点について

水質監視地点については、次の方針により別表3、図2のとおり実施するものとする。

- ① 表流水の水質監視については、水道事業者等が大規模に取水している主要水系毎に設定する。
- ② 地下水の水質監視については、取水量の多い地域を含むよう設定する。
- ③ 全体として地域的な偏在が生じないよう設定する。

(2) 水質監視の項目及び実施主体について

水質監視は、原則として水源の原水で検査を行うものとし、水道事業者等が実施することとする。ただし、消毒副生成物については浄水で検査を行うものとし、水質基準項目と重複する項目は省略することができる。

また、水質監視の項目は、水源に応じて別表3のとおり年1回行うこととし、水道事業者等は、事業年度前に自らの水質検査計画において水質監視の実施方法等を定めるものとする。

4 その他の事項

(1) 連絡調整体制に関する基本方針について

県は、水道事業者間の連絡調整を図るものとし、必要に応じて連絡会議等を開催するものとする。

また、水質汚染等緊急時には、主要水系ごとに設置されている水質汚濁連絡協議会の連絡体制等を利用するものとする。

(2) 検査技術者の技術向上に関する事項について

水道事業者等は、検査担当職員に対して計画的に技術研修を行い、検査技術者の技術向上に努めるものとする。

また、県は、必要に応じて検査技術者の技術水準等の向上を図るための研修会を行うものとする。

(3) 精度管理の実施に関する計画について

水道事業者等の検査機関は、検査担当者間での精度の均一化を図るため、技術責任者を置き精度管理マニュアルを作成するなど、常に内部精度管理体制の充実に努めるものとし、積極的に国及び各検査機関の所属団体等が行う外部精度管理に参加するものとする。

また、県は水道事業者等の検査の状況から必要のある場合は、検査機関に対して外部精度管理を行うものとする。

(4) 水質検査及び水質監視の結果への対応方針について

水道事業者等は、水質検査の結果が水質基準値を超えたとき及び水質監視の結果が水質管理目標設定項目の設定値を超えたとき又はそのおそれがあるときは、速やかに県に連絡するものとし、必要に応じて取水停止等の措置をとるものとする。

水道事業者は、水質検査の結果を水道の需要者の閲覧に供する等水道の需要者が当該情報を容易に入手することができる方法で情報提供を行うものとする。

別表1 秋田県の水質検査体制の現状と今後の方針

平成20年9月30日現在

事業名又は事業等の種別	現在の自己検査体制	今後の方針	備考
秋田市上水道・簡易水道事業	水質基準項目（※1）	一層の検査技術の向上を目指し、自己検査体制の充実を図る。	
その他の上水道・簡易水道事業	毎日検査項目のみ	当面、毎日検査項目以外の水質検査を外部委託することとするが、検査施設の設置に向けて経営統合や管理の一体化を推進するとともに、水質管理に関する危機管理体制を整える。	
県内専用水道設置者	〃	当面、毎日検査項目以外の水質検査を外部委託することとするが、水質管理に関する危機管理体制を整える。	

※1 ただし、ホウ素及びその化合物、1,4-ジオキサン を除く。

別表2 秋田県を区域とする水質検査機関

平成20年8月4日現在

名 称	住 所	検査を行う事業所の所在地
財団法人新潟県環境衛生研究所	新潟県燕市吉田町東栄町 8-13	新潟県燕市吉田町東栄町 8-13 他
社団法人青森県薬剤師会	青森県青森市浪打一丁目 16-17	青森県青森市浪打一丁目 16-17
財団法人秋田県総合保健事業団	秋田県秋田市千秋久保田町 6-6	秋田県秋田市寺内児桜三丁目 1-24
株式会社江東微生物研究所	東京都江戸川区西小岩五丁目 18-6	岩手県紫波郡矢巾町流通センター南三丁目 2-17 他
平成理研株式会社	栃木県宇都宮市石井町 2856-3	栃木県宇都宮市石井町 2856-3
株式会社丹野	山形県山形市松見町 12-3	山形県山形市松見町 12-3
株式会社大東環境科学	岩手県盛岡市津志田西一丁目 2-23	岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第一地割 265
環境保全株式会社	青森県平川市松崎西田 41-10	青森県平川市松崎西田 41-10
株式会社日水コン	東京都新宿区西新宿六丁目 22-1	東京都日野市旭が丘四丁目 7-107
東北環境開発株式会社	山形県鶴岡市下清水字打越 2-1	山形県鶴岡市下清水字打越 2-1
株式会社環境科学研究所	北海道函館市西桔梗町 28-1	北海道函館市西桔梗町 28-1
藤吉工業株式会社	愛知県名古屋市中村区太閤四丁目 2-8	愛知県名古屋市中村区末盛通二丁目 13-2
株式会社秋田県分析化学センター	秋田県秋田市八橋字下八橋 191-42	秋田県秋田市八橋字下八橋 191-42
県南環境保全センター株式会社	青森県十和田市大字三本木字野崎 40-370	青森県十和田市大字三本木字野崎 40-370
エヌエス環境株式会社	東京都港区西新橋三丁目 24-9	岩手県盛岡市みたけ二丁目 7-10
カンエイ実業株式会社	北海道札幌市中央区南七条西五丁目 289-54	北海道札幌市南区真駒内本町六丁目 1-24 真駒内プラザビル
東北緑化環境保全株式会社	宮城県仙台市青葉区本町二丁目 5-1	宮城県多賀城市桜木三丁目 8-22
株式会社産業公害・医学研究所	東京都品川区大崎一丁目 11-1	青森県八戸市大字河原木字浜名谷地 76
株式会社総合環境分析	神奈川県横浜市緑区鴨居一丁目 13-2	東京都町田市忠生三丁目 5-4 他

別表3 水質監視地点

水系	事業者	水源名	分析項目	備考
米代川	鹿角市	鹿角市上水道米代川水源	水質管理目標設定項目(※1)、アンモニア態窒素、BOD、UV吸光度、SS、THM生成能、クリプトスポリジウム、ジアルジア	
	大館市	大館市上水道米代川水源(山館)		
	能代市	能代市上水道米代川水源		
雄物川	秋田市	秋田市上水道雄物川水源(仁井田)		
	横手市	横手市上水道横手川水源(上内町)		
	仙北市	仙北市角館地区上水道桧木内川水源		
子吉川	由利本荘市	由利本荘市上水道黒森川貯水池水源		
		由利本荘市由利地域子吉川水源		
その他	男鹿市	男鹿市上水道滝の頭水源		
	五城目町	五城目町上水道馬場目川水源		
地下水又は伏流水	北秋田市	北秋田市鷹巣地区上水道	水質管理目標設定項目(※1)、浸食性遊離炭酸、アンモニア態窒素、クリプトスポリジウム、ジアルジア	
	にかほ市	にかほ市上水道横根水源		
	大仙市	大仙市上水道玉川水源		
	湯沢市	湯沢市上水道関口水源		
	大館市	大館市上水道長根山水源	水質管理目標設定項目(※1)、浸食性遊離炭酸、アンモニア態窒素	
	秋田市	秋田市上水道南部地区水源		
	潟上市	潟上市上水道大郷守水源		
	大潟村	大潟村簡易水道水源		

※1 ただし、残留塩素及び水質基準項目と重複する項目については検査を行わないものとし、亜塩素酸及び二酸化塩素については浄水方法が二酸化塩素によるものである場合にのみ行うものとする。
また、農薬類については、水源の周囲の状況に応じて102項目のうち必要な項目について行うものとする。

図1

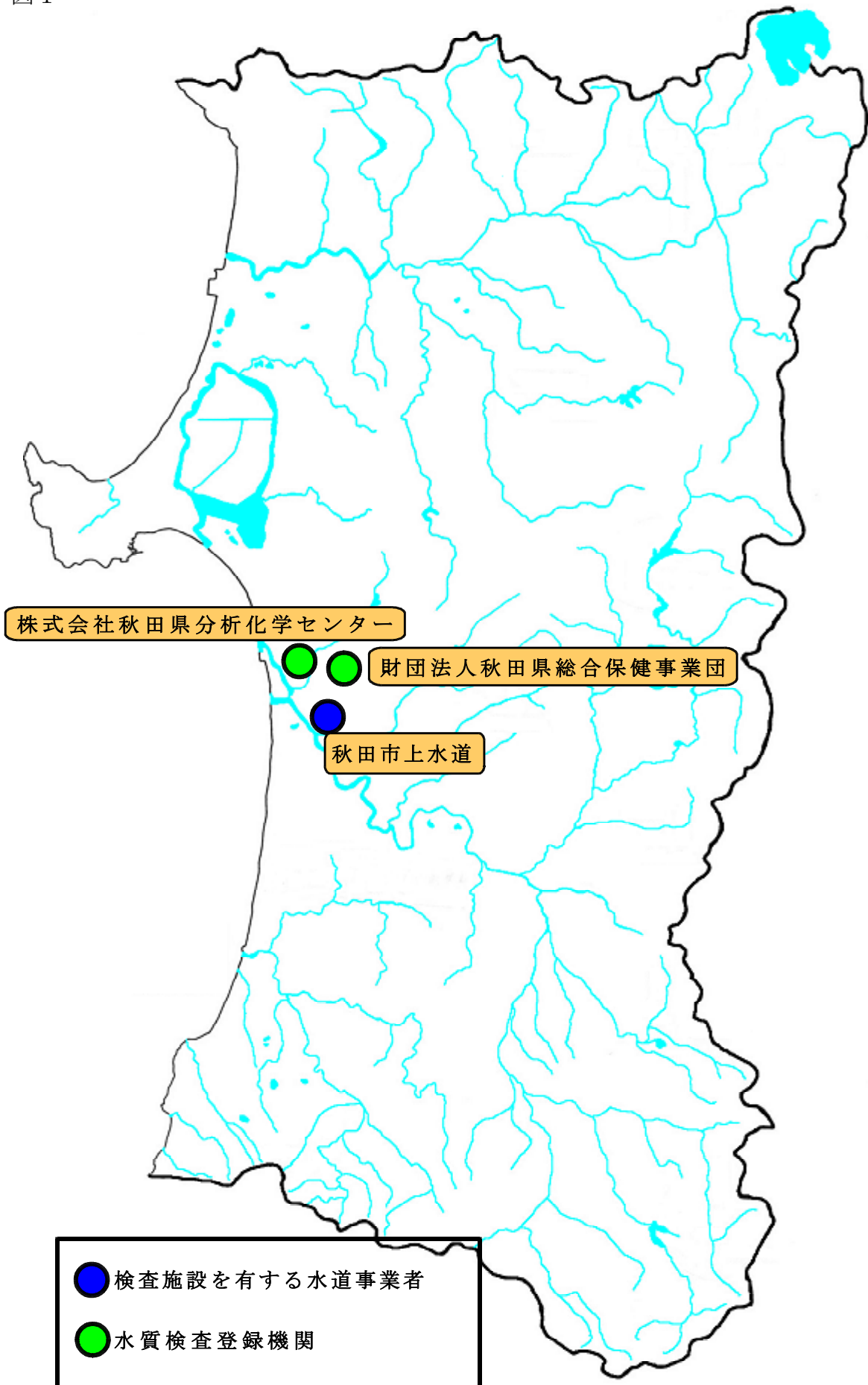


図 2

